

新	旧	備考
貿易代金貸付保険手続細則 平成29年4月1日 17-制度-00037 <u>沿革 平成29年9月8日 一部改正</u>	貿易代金貸付保険手続細則 平成29年4月1日 17-制度-00037	
貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00002。以下「約款（貸付金債権等）」という。）第38条及び貿易代金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00003。以下「約款（保証債務）」という。）第35条の規定に基づいて、貿易代金貸付保険の申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。	貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00002。以下「約款（貸付金債権等）」という。）第38条及び貿易代金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00003。以下「約款（保証債務）」という。）第35条の規定に基づいて、貿易代金貸付保険の申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。	
第1条～第6条 (略)	第1条～第6条 (略)	
(償還金額及び償還期限確定の通知) 第7条 保険契約者又は被保険者は、代金貸付の全部について償還期限が確定したときは、約款（貸付金債権等）第12条又は約款（保証債務）第12条の規定に基づき、確定日から1月以内に別紙様式第3による貿易代金貸付保険の償還金額及び償還期限確定の通知書を本店に提出するものとする。この場合において、一の代金貸付で貸付金が2以上の通貨で決済される場合等保険契約時又は重大な内容変更等の時に保険料算定上決済金額が分割して取り扱われた代金貸付については、当該分割に従い、それぞれ同通知書及び同別表を本店に提出するものとする。	(償還金額及び償還期限確定の通知) 第7条 保険契約者又は被保険者は、代金貸付の全部について償還期限が確定したときは、約款（貸付金債権等）第12条又は約款（保証債務）第12条の規定に基づき、確定日から1月以内に別紙様式第3による貿易代金貸付保険の償還金額及び償還期限確定の通知書を本店に提出するものとする。この場合において、一の代金貸付で貸付金が2以上の通貨で決済される場合等保険契約時又は重大な内容変更等の時に保険料算定上決済金額が分割して取り扱われた代金貸付については、当該分割に従い、それぞれ同通知書及び同別表を本店に提出するものとする。	
第8条～第33条 (略) 附 則 <u>この改正は、平成29年10月2日から実施する。</u>	第8条～第33条 (略)	
別表1 (略)	別表1 (略)	

新	旧	備考
<p>別表2</p> <p style="text-align: center;">重大な内容変更等</p> <p>① 代金貸付の相手方等又は保証人の変更 ② 代金貸付の相手方等が所在する国又は保証人が所在する国の変更 ③ 契約通貨の変更 ④ 当初又は内容変更承認後の貸付金等又は保証債務の対象となる借入金若しくは公債、社債その他これらに準ずる債券の元本及び利子（本号においては元本に限る。以下単に「貸付金等」という。）の額の増額 ⑤ 代金貸付の資金使途の変更 ⑥ 代金貸付の償還期日又は利払期日の延長（貸付契約等の変更を伴わず証券記載の償還期日又は利払期日を延長する場合においても本号の事由に該当するものとする。） ⑦ 代金貸付の償還方法又は利払方法（金利計算方法の変更を含む。）の変更 ⑧ 上記①から⑦に掲げるもの以外の貸付契約等の変更（ただし、技術的な修正や内容の明確化等を目的とし、代金貸付の内容に実質的な変更が生じないものを除く。以下⑨において同じ。） ⑨ 貸付契約等に係る支払保証契約の変更 ⑩ 代金貸付の相手方等の債務不履行（Events of Default）に伴い被保険者に生じる権利（Remedial Actions等）の行使又は放棄 ⑪ 代金貸付の相手方等の申請に対する被保険者の承認行為（前各号に該当するものを除く。） ⑫ 保証債務にかかる保証契約内容の変更</p>	<p>別表2</p> <p style="text-align: center;">貸付契約の重大な内容変更等</p> <p>① 代金貸付の相手方等又は保証人の変更 ② 代金貸付の相手方等が所在する国又は保証人が所在する国の変更 ③ 契約通貨の変更 ④ 当初又は内容変更承認後の貸付金等又は保証債務の対象となる借入金若しくは公債、社債その他これらに準ずる債券の元本及び利子（本号においては元本に限る。以下単に「貸付金等」という。）の額の増額の累計が当初又は内容変更承認後の貸付金等の額の5%以上の増額 ⑤ 代金貸付の資金使途の変更 ⑥ 代金貸付の貸出実行期間の延長 ⑦ 代金貸付の償還期日又は利払期日の延長 ⑧ 代金貸付の償還方法又は利払方法（金利計算方法の変更を含む。）の変更 ⑨ 貸付契約等の実行条件、表明及び保証（Representations and Warranties）、誓約（Covenants）又は債務不履行事由（Events of Default）を規定する条項の変更（ただし、内容の明確化を目的とし、規定内容に実質的な変更が生じない変更又は追加を除く。） ⑩ 貸付契約等の変更（Amendments）に関する条項又は被保険者の権利放棄（Waivers）を規定する条項の変更 ⑪ 費用負担、保険代位、債権譲渡、契約上の地位の移転、準拠法、裁判管轄、紛争解決手段、又は主権免除の放棄を規定する条項の変更 ⑫ 貸付契約等に係る支払保証契約の変更 ⑬ 貸付契約等の相手方の債務不履行（Events of Default）に伴い被保険者に生じる権利（Remedial Actions等）の行使又は放棄 ⑭ 貸付契約等の相手方の申請に対する被保険者の承認行為（前各号に該当するものを除く。） ⑮ 保証債務にかかる保証契約内容の変更</p>	

貿易代金貸付保険手続細則・新旧対照表

新	旧	備考
<p>⑯ その他特約に規定する事項</p> <p><u>注1 : ①～⑬にかかわらず、当該内容変更等が軽微であると日本貿易保険が判断した場合は、約款（貸付金債権等）第20条第1項又は約款（保証債務）第19条第1項の規定に基づく通知は不要とする。</u></p> <p><u>注2 : 次に掲げる案件にあっては、⑧⑩及び⑪は重大な内容変更等に該当しない。</u> 平成17年3月31日以前に保険契約を締結した案件 信用危険をてん補しない案件 約款（保証債務）に基づき保険契約を締結した案件</p> <p><u>注3 : 次に掲げる案件にあっては、④に規定する貸付金等の額の増額について、増額の累計が当初又は内容変更承認後の額の5%以上である場合に限り、重大な内容変更等に該当する。</u> <u>平成29年10月1日前に保険契約を締結した案件</u></p>	<p>⑯ その他特約に規定する事項</p> <p>注：次に掲げる案件にあっては、⑨⑩⑪⑫及び⑭は重大な内容変更等に該当しない。 平成17年3月31日以前に保険契約を締結した案件 信用危険をてん補しない案件 約款（保証債務）に基づき保険契約を締結した案件</p>	
別表3～別表6 (略)	別表3～別表6 (略)	